

入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する荒川ダム総管水質調査業務の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一. 業務内容等について

- ①業務名 荒川ダム総管水質調査業務
- ②業務場所 埼玉県秩父市大滝地内他(滝沢ダム)
埼玉県秩父市荒川久那地内他(浦山ダム)
- ③履行期間 契約締結の翌日から平成31年1月25日
- ④業務内容 本業務は、荒川、荒川水系中津川(滝沢ダム貯水池を含む)及び荒川水系浦山川(浦山ダム貯水池を含む)の河川水質現況等を把握し、ダム管理のための基礎資料とするものである。

二. 競争に参加するための資格について

- ①水資源機構の競争参加資格
「測量・建設コンサルタント等」における業種区分の「土木関係建設コンサルタント」の認定を受けていること
- ②同種業務の実績を有していること
同種業務：湖沼又は河川における水質調査業務
- ③その他、欠格要件に該当しないこと

三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書、仕様書等の配布期間
平成29年10月6日～平成29年10月23日
- ②競争参加資格申請書(及び資料)の提出期間【電子のみ】
平成29年10月10日～平成29年10月23日
- ③入札書提出期間【電子のみ】
平成29年11月10日～平成29年11月14日
- ④開札日時
平成29年11月15日 10時

四. 低入札価格調査について

- ①低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、資料の提出を求め「低入札価格調査」の事情聴取を行う。
- ②契約締結後においても、調査内容の確認のため資料の提出を求める。

五. その他

本公告にご不明な点等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所 総務課 五十崎

TEL: 0494-23-1431

FAX: 0494-23-7912

入札公告

(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。
独立行政法人水資源機構による荒川ダム総管水質調査業務に係る一般競争入札等の手続については、関係規定によるもののほか、この入札公告(入札説明書)によることとします。

平成29年10月6日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 門田 光司

1. 公告日 平成29年10月6日

2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 荒川ダム総合管理所長 門田 光司
埼玉県秩父市荒川久那4041

3. 業務概要

- (1) 業務名 荒川ダム総管水質調査業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 埼玉県秩父市大滝地内他(滝沢ダム)
埼玉県秩父市荒川久那地内他(浦山ダム)
- (3) 業務内容 本業務は、荒川、荒川水系中津川(滝沢ダム貯水池を含む)及び荒川水系浦山川(浦山ダム貯水池を含む)の河川水質現況等を把握し、ダム管理のための基礎資料とするものである。
- ・計画準備 一式
 - ・現地調査 一式
 - ・採水・採泥作業 一式
 - ・水質・底質分析 一式
 - ・調査結果の整理 一式
 - ・報告書作成 一式
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成31年1月25日まで
- (5) 本業務は、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料(以下「確認申請書等」という。)及び入札書等を電子入札システムで行う対象業務である。
- (6) 本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が発注した業務の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実

- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することができない。
- ① 機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札書の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。
- ② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
- ③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (5) 下記①の条件を満たす同種業務の履行実績を有していること。なお、実績については②から④に示す条件等によるものとする。
- ① 平成19年4月1日から本業務における確認申請書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務の履行実績を有していること。
(注) 以下、同種業務の履行実績、経験において同じ。
- 注1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。
- 注2 「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。
- 注3 「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注4「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注5「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

- ② 同種業務の履行実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）の測量調査設計業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）に登録されている業務から選定すること。
- ③ 同種業務の発注者から企業に対し通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務の履行実績として認めない。
- ④ 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって60点とみなす。

【同種業務として認める業務実績の要件】

・同種業務：湖沼又は河川における水質調査業務

(6) 次の条件を満たす主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から業務に配置できること。

- ① 次の資格を有していること。
 - ・計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づく環境計量士（濃度）
 - ② 平成19年4月1日から本業務における確認申請書等の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務を主任技術者、管理技術者又は担当技術者の立場で経験を有していること。なお、以下の(A)から(C)の条件等によるものとする。
 - また、同種業務の経験は、可能な限りTECRISに登録されている業務から選定すること。
 - (A) 同種業務の発注者から企業に対して通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務の経験として認めないこと。
 - (B) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の経験とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって60点とみなす。
 - (C) 転職等により、同種業務の経験として、測量等業務成績評定の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しをもって60点とみなす。
- ③ 配置予定技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。

(7) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。

- (8) 機構が発注した業務のうち、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、当該業種「水質調査」に係る測量等業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。
なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 総合評価落札方式に関する事項

本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目

評価項目は次に示すとおりとする。

① 企業の技術力

- 1) 同種業務の実績
- 2) 当機構が発注した測量等業務成績評定の成績
- 3) 機構発注業務における優良業務受注者表彰の有無

② 配置予定技術者の技術力

- 1) 資格
- 2) 同種業務に従事した実績
- 3) 機構が発注した業務で管理技術者として従事した測量等業務成績評定の成績
- 4) 機構発注業務における優秀技術者表彰の有無

③ 本業務に対する取り組み姿勢

- 1) 業務内容の理解度
- 2) 実施方針の妥当性

④ 上記評価項目の記載がない場合及び記載内容が不適正の場合は失格とする。

⑤ 配置予定技術者を複数明示した場合には、技術力の評価が最も低い者で評価する。

(2) 技術点の付与

評価項目に対する評価基準、評価点数及び技術点の配分は、別表2のとおりとする。

(3) 総合評価の方法

総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による

① 価格点の算定は以下のとおりとする。

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分は60点とする。

（小数点以下第4位を四捨五入）

② 技術点の算定は、上記（1）の①から③について評価項目毎に評価を行い、その合計点とする。

なお、技術点の最高点は、60点とする。

6. 契約担当窓口

〒369-1801 埼玉県秩父市荒川久那4041

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所 総務課 五十崎

電話 0494-23-1431 FAX 0494-23-7912

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

7. 仕様書等の交付期間等

(1) 仕様書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。

入札情報サービスURL：https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/

(2) 仕様書等の交付期間：別表1①のとおり

(3) 仕様書等の交付を受けた者は、仕様書等の交付受領書を提出すること。

なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

8. 確認申請書等の提出方法等

(1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。

(2) 提出期間：別表1②のとおり

(3) 受付確認：確認申請書等の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

(4) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。

(5) ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(6) 確認申請書等は入札説明書において示す様式により作成すること。

(7) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 受け付けた確認申請書等は、返却しない。

(10) 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。

(11) 入札説明書を確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならないこと。

(12) 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには一切応じない。

(13) 確認申請書等に関する問い合わせ先

6. 契約担当窓口と同じ。

9. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間は：別表1③のとおり
- (3) 受付確認：入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (4) 本公告に定める提出期間内に提出された入札書であっても、その入札書提出時に使用したICカードが開札の時に有効期限が切れていた場合は、その入札は無効とする。よって、入札書の提出時には、そのICカードの有効期間に十分留意すること。ただし、開札が延期された場合については、この限りでない。

10. 開札日

開札は、荒川ダム総合管理所にて、別表1④に示す日時に行う。

11. 支払条件

- (1) 前金払：請負代金額の30%以内
- (2) 部分払：1回以内

12. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。
 - ① 同種業務の履行実績
 - (A) 記載様式は、別記様式2とする。
 - (B) 同種業務を履行実績とする場合は、次の優先順位に基づき記載すること。
なお、記載する件数は、3件までとする。
 - (ア) 機構又は国が発注した業務
 - (イ) 特殊法人等が発注した業務
 - (ウ) 地方公共団体が発注した業務
 - (エ) 地方公社等、公益法人、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務
 - (C) 同種業務の履行実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRISに登録されている業務から選定すること。
 - (D) 同種業務の履行実績が、TECRISに登録されている業務については、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
 - (E) 同種業務の履行実績が、TECRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
 - (F) 測量等業務成績評定が実施されている同種業務を履行実績とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。
 - (G) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

② 優良業務表彰の実績

(A) 記載様式は、別記様式3とする。

(B) 平成26年度から平成29年度までの4年間に機構から優良業務表彰（理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰）を受けている場合は、その業務の中から代表的なものを記載すること。

なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰（理事、支社長、局長、吉野川本部長）、事業所長表彰（総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長、管理所長）の優先順位で記載すること。

③ 配置予定技術者の資格、業務経験

(A) 記載様式は、別記様式4とする。

(B) 同種業務を経験とする際の従事役職は、次の優先順位に基づき記載すること。
なお、記載する件数は、3件までとする。

(ア) 主任技術者又は管理技術者として経験した業務

(イ) 上記以外の立場で経験した業務

(C) 同種業務の経験は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）のTECRISに登録されている業務から選定すること。

(D) 同種業務の経験が、TECRISに登録されている業務については業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。

(E) 同種業務の経験が、TECRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。

(F) 測量等業務成績評定が実施されている同種業務を経験とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。

(G) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

(H) 転職等により、同種業務の経験として、測量等業務成績評定点を証明する書類の写しを添付するが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しを添付すること。

(I) 配置予定技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれか書類の写しを添付すること。

なお、業務開始時までには雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。

(J) 配置予定技術者として、複数人（最大3名を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定技術者として認められた者のうち、技術者の能力が一番低いと判断される者で評価する。

④ 配置予定技術者の優秀技術者表彰の実績

(A) 記載様式は、別記様式5とする。

(B) 配置予定技術者が平成27年度から平成29年度までの3年間に機構から優秀技術者表彰（理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰）を受けている場合は、その業務の中から代表的なものを記載すること。

なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰（理事、支社長、局長、吉野川本部長）、事業所長表彰（総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長、管理所長）の優先順位で記載すること。

⑤ 業務への取組姿勢

(A) 記載様式は、別記様式6とする。

(B) A4用紙で2枚までとし、配置予定技術者が記載すること。

※3枚以上記載した場合には、2枚目までしか評価しない。

13. 確認申請書等のヒアリング

確認申請書等のヒアリングは実施しない。

14. 競争参加資格等の確認及び参考見積書の提出

(1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 4. (2) ①の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び (2) ②、③並びに (3) から (10) までに掲げる事項を満たしているときは、入札書の受付締切日時において4. (2) ①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及びに契約職等が競争参加資格がないと認めた者は、本競争に参加することができない。

(3) 競争参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、電子入札システムにより別表1⑤に示す期日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。当日までに、通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

(4) 本業務について、競争参加資格が「有」とした者に対して、次に示す内容について参考見積書の提出を求め予定価格作成のための参考とする場合がある。この場合、採用した歩掛を入札参加者に別表1⑤に示す期間に開示することがある。

参考見積書の依頼は別途、分任契約職から別表1⑤に示す期日までに依頼する。

(5) 提出を受けた参考見積書が、入札時に提出した価格と著しく異なる場合には、その理由の説明を求め、特別の理由がない限り、入札を無効とする場合がある。

業務名		荒川ダム総管水質調査業務	
<p>特記仕様書における以下の業務内容については、歩掛及び分析単価の見積を依頼し、歩掛について開示するものである。</p>			
特記仕様書		業務内容	見積の種類
第2章第2節	2-4	採水・採取作業	分析等単価
	2-5	水質・底質分析等	
	2-6	調査結果の整理	歩掛
		①速報版の整理	歩掛
		②調査結果の毎月報告	歩掛
	2-7	③水質調査結果の取込	歩掛
		報告書作成	歩掛

15. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：別表1⑥のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑦に示す期日までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。当日までに回答が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

16. 入札説明書等に対する質問

(1) 技術資料等の作成に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：別表1⑧のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 上記の質問に対する回答書は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により回答する。

なお、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。

① 通知日：別表1⑨のとおり

② 期間：別表1⑩のとおり

(3) 積算・見積等に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：別表1⑪のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 上記の質問に対する回答書は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により回答する。

なお、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。

① 通知日：別表1⑫のとおり

② 期間：別表1⑬のとおり

17. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金：免除

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

18. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。
- (3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。
- (4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

19. 入札の無効等

- (1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに入札書の受付締切日時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。
- (2) 死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。
 - ①確認申請書等の提出後から競争参加資格の有無の通知を受けるまでの期間
：書面により申し出を行い、確認申請書等の取り下げを行うこと。(書面の様式は任意)
 - ②競争参加資格の有無の通知後から入札書の提出までの期間
：入札の辞退を行うこと。
 - ③入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間
：書面により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。(書面の様式は任意)
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合又は配置予定の技術者を配置することが出来ないにもかかわらず、入札した場合(入札書の提出後に(2)③の申し出をした場合は除く。)においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

20. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式(電子くじ)により決定する。

21. 低入札価格調査

- (1) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。(詳細は、別紙(低入札価格調査関係)のとおり。)
- (2) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を講ずることがある。

22. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23. 配置予定技術者の確認

- (1) 落札者決定後（契約締結後）、4.（6）に掲げる基準を満たしていないことが判明した場合又は配置予定技術者に関する事項として確認申請書等に記載されたものが、事実と異なることが確認され、重大な要件の違反になると認められた場合には、契約を結ばない（契約解除する）ことがある。
- (2) 落札者決定後（契約締結後）、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、4.（6）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

24. 再苦情申立て

分任契約職からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、15.

(2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、分任契約職に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札等監視委員会が審議を行う。

提出先及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. 契約担当窓口と同じ。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、6. 契約担当窓口と同じ。

26. 入札の延期等

- (1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
- (2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

27. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

28. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (5) 電子入札システムの運用時間は平日 8：30～20：00である。
- (6) 入札情報サービスの運用時間は平日 6：00～23：00である。
- (7) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。
電子入札ヘルプデスク
電 話：03-3456-7475
メ ー ル：water-help@gprime-ebid.jp
受付時間：9：00～12：00、13：00～17：30
※土日・祝日（振替休日含む）、年末年始除く。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	入情	仕様書等の交付期間	平成29年10月6日(金)から平成29年10月23日(月)まで
②	電子	確認申請書等の提出期間	平成29年10月10日(火)9時から平成29年10月23日(月)17時まで
③	電子	入札書の提出期間	平成29年11月10日(金)9時から平成29年11月14日(火)17時まで
④	—	開札日	平成29年11月15日(水)10時00分
⑤	電子 郵送等	競争参加資格の結果の通知日・参考見積依頼、参考見積書提出日及び開示期間	平成29年10月27日(金)17時まで (参考見積書提出日) 平成29年11月6日(月)17時まで (開示期間) 平成29年11月9日(木)から平成29年11月14日(火)17時まで
⑥	郵送	競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明要求期限日	平成29年11月6日(月)17時まで
⑦	FAX	上記⑥に対する回答期限日	平成29年11月9日(木)まで
⑧	郵送	入札説明書等に対する質問提出期間	平成29年10月10日(火)から平成29年10月16日(月)17時まで
⑨	FAX	上記⑧に対する通知日	平成29年10月17日(火)
⑩	Prime Drive	上記⑧に対する回答期間	平成29年10月17日(火)から平成29年10月23日(月)まで
⑪	郵送	積算・見積等に関する質問提出期間	平成29年10月10日(火)から平成29年11月1日(水)17時まで
⑫	FAX	上記⑪に対する通知日	平成29年11月9日(木)
⑬	Prime Drive	上記⑪に対する回答期間	平成29年11月9日(木)から平成29年11月14日(火)まで

【別表2】

荒川ダム総管水質調査業務 評価基準

I 入札参加条件

企業の実績	企業が同種業務の実績を有する。
主任技術者の資格	・計量法(平成4年5月20日法律第51号)に基づく環境計量士(濃度)の資格を有する者
主任技術者の実績	主任技術者が同種業務の実績を有する。

II 同種業務

同種業務	湖沼又は河川における水質調査業務
------	------------------

III 技術力の評価 (技術点:価格点 = 1 : 1)

企業の実績 (配点 20点)	
平成19年度以降に完了した同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 上記に該当しない場合は欠格とする。
	以下の順位で評価する。 ① 75点以上 ② 65点以上75点未満 ③ 60点以上65点未満、業務実績なし ④ 60点未満の場合はマイナス評価とする。
平成25年から平成28年までに完了した当機構が発注した水質調査業務における測量等業務成績評定点の平均	以下の順位で評価する。 ① 理事長表彰あり ② 支社・局長表彰あり ③ 事務所長表彰あり ④ 表彰実績なし
	以下の順位で評価する。 ① 理事長表彰あり ② 支社・局長表彰あり ③ 事務所長表彰あり ④ 表彰実績なし
配置予定管理技術者の技術力 (配点 20点)	
技術者の資格	以下の順位で評価する。 ① ・環境計量士(濃度) 上記に該当しない場合は欠格とする。
	以下の順位で評価する。 ① ・同種業務において主任技術者としての実績がある。 ・同種業務において発注者(統括監督員又は主任監督員)としての実績がある。 ② ・同種業務において、担当技術者としての実績がある。 ・同種業務において、発注者(監督員)としての実績がある。 ・上記に該当しない場合は欠格とする。
平成19年度以降に完了した同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ① 75点以上 ② 65点以上75点未満 ③ 60点以上65点未満、業務実績なし ④ 60点未満の場合はマイナス評価とする。
	以下の順位で評価する。 ① 理事長表彰あり ② 支社・局長表彰あり ③ 事務所長表彰あり ④ 表彰実績なし
本業務に対する取り組み姿勢 (配点:20点)	
業務内容の理解度 (申請書記載内容で確認を行う)	判断要素 ・本業務の目的、必要性を理解しているか ・本業務の実施内容を理解しているか ・水質異常時について、どのような状況を想定をしているか
実施方針の妥当性 (申請書記載内容で確認を行う)	判断要素 ・本業務の目的に即した実施体制となっているか ・実施手順が的確かどうか。 ・本業務を実施するにあたって留意すべき事項を適切に設定しているか

※マネジメントした経験とは、受注者の主任技術者としての実務経験、並びに発注者の測量調査等業務共通仕様書に定める統括監督員又は主任監督員としての実務経験をいう。

※統括監督員、主任監督員、監督員等の呼称が発注者毎に異なる場合は、これに類する者をいうものとする。

別紙(低入札価格調査関係)

工事請負契約の事務処理要領第14条の2の基準の取り扱いに基づく調査について

- 1 工事請負契約の事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)第14条の2に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、事務処理要領第14条の3の調査(低入札価格調査)を実施する。

基準価格については、下表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額に満たない場合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、当該額を予定価格で除して得た割合が、10分の8を越える場合にあっては、予定価格に100分の8を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に100分の6を乗じて得た額とするし、地質調査業務に係る契約については、当該額を予定価格で除して得た割合が、10分の8.5を越える場合にあっては、予定価格に100分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 開札の結果、基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対し「保留」と宣言し、事務処理要領第14条の1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 手持ちのコンサルタント業務等の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち機械等の状況
- (7) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- (8) 直前3カ年の事業(営業)年度に係る計算書類
- (9) 業務内容等確認書
- (10) 経営状況
- (11) 信用状況

4 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応

調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、次に掲げる措置を講じる。

- ① 当該業務の成績評定において厳格に反映する。
- ② 過去5年以内に①の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年5月31日付け6経契第443号）別表第1第1号により指名停止を行う。

(2) 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

(3) 契約後の取扱い

本調査を経て契約を行った建設コンサルタント業務等については、本調査で提出された資料等を調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督員）に引き継ぐものとし、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ。）の内容についてヒアリングを行った結果、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

荒川ダム総管水質調査業務に係る確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
 - ①一般競争参加資格確認申請書（表紙）・・・・・・・・・・様式1
 - ②同種業務の履行実績・・・・・・・・・・様式2
 - ③優良業務表彰の実績・・・・・・・・・・様式3
 - ④配置予定技術者の資格、業務経験について・・・・・・・・・・様式4
 - ⑤配置予定技術者の優秀技術者表彰の実績・・・・・・・・・・様式5
 - ⑥業務への取組姿勢・・・・・・・・・・様式6

- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判とする。

- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。

- (4) 確認申請書等は、表紙を1頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類を提出すること。
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

- (5) 確認申請書等は、電子入札システムを用いて次のとおり申請するものとする。
 - ① (1)①の一般競争参加資格確認申請書については、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。（3MBまで添付可能）

 - ② (1)②同種業務の履行実績から⑥業務への取組姿勢については、電子入札システムの「技術資料」の画面に添付すること。（10MBまで添付可能）ただし、許容容量を超える場合は、事前に契約担当窓口連絡し、CD-Rに保存し郵送（締切日時必着）で提出すること。

様式1

一般競争参加資格確認申請書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人
水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 門田光司 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県××市△△番
商号又は名称 〇△□株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇

平成29年10月6日付けで入札公告のありました荒川ダム総管水質調査業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.
(9) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

記

- 1 同種業務の履行実績 (様式2)
- 2 優良業務表彰の実績 (様式3)
- 3 配置予定技術者の資格、業務経験について (様式4)
- 4 配置予定技術者の優秀技術者表彰の実績 (様式5)
- 5 業務への取組姿勢 (様式6)
- 6 1に係る実績等を証明する書類
- 7 3に係る実績等を証明する書類
- 8 問い合わせ先

担当者氏名 〇〇△△
担 当 部 署 〇〇本(支)店□□部△△課
電 話 番 号 **-* **-* **-* (内線***)
F A X 番 号 **-* **-* **-*

[1/〇]

同種業務の履行実績 (様式2)

優良業務表彰の実績 (様式3)

配置予定技術者の資格、業務経験について (様式4)

配置予定技術者の優秀技術者表彰の実績 (様式5)

業務への取組姿勢 (様式6)

1に係る実績等を証明する書類

3に係る実績等を証明する書類

様式1

一般競争参加資格確認申請書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 門田 光司 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇

平成29年10月6日付けで入札公告のありました荒川ダム総管水質調査業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.(9)資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

記

- 1 同種業務の履行実績(様式2)
- 2 優良業務表彰の実績(様式3)
- 3 配置予定技術者の資格、業務経験について(様式4)
- 4 配置予定技術者の優秀技術者表彰の実績(様式5)
- 5 業務への取組姿勢(様式6)
- 6 1に係る実績等を証明する書類
- 7 3に係る実績等を証明する書類
- 8 問い合わせ先
担当者氏名 〇〇△△
担当部署 〇〇本店(支) □□部△△課
電話番号 **-***-**** (内線***)
FAX番号 **-***-****

同種業務の履行実績

企業の平成 19 年度以降に完了した同種業務の実績

①業 務 分 類	※「同種業務」を記載する。
②業 務 名	
③TECRIS登録番号	
④契約履行期間	
⑤発 注 機 関	
⑥業 務 概 要	

- ① 同種業務の履行実績は、(ア)機構又は国、(イ)特殊法人等、(ウ)地方公共団体、(エ)地方公社等、公益法人、大規模な土木工事を行う民間企業が発注した業務の順に選定し記載すること。
 なお、同種業務の履行実績の記載は3件までとする。
- ② 同種業務の履行実績は、可能な限りTECRISに登録されている業務から選定すること。
- ③ 同種業務の履行実績が、TECRISに登録されている業務については、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- ④ 同種業務の履行実績が、TECRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- ⑤ 測量等業務成績評定が実施されている同種業務の履行実績とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。
- ⑥ 測量等業務成績評定が実施されていないや評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

※ 記載の欄の明示は記入例である。

(例：様式2関係)

業務完了証明書

平成〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所
〇〇 〇〇 〇〇 印

下記業務を施工し、完了したことを証明します。

業 務 名	〇〇〇〇〇業務
履 行 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町地内
請負代金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
履 行 期 間	自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
業務の内容	
従事技術者	主任技術者 〇〇 〇〇
従 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

優良業務表彰の実績
(業務名：荒川ダム総管水質調査業務)
会社名：〇〇〇(株)

業 務 件 名	〇〇〇〇業務
表 彰 名	優良業務表彰
表 彰 者	〇〇建設所長
表 彰 年 月 日	平成〇年〇月〇日

- ※ 表彰状の写しを添付すること。
- ※ 記載の欄の明示は記入例である。

配置予定技術者の資格、業務経験について

①氏名		②生年月日	
③資格 ・〇〇 ・	登録番号 合格番号	取得年月日 合格年月日 (登録していない場合)	

配置予定技術者の業務経験①

④業務分類	※「同種業務」を記載する。
⑤業務名称	(TECRIS登録番号)
⑥発注機関名	
⑦業務期間	自 ~ 至
⑧従事役職	※主任技術者、管理技術者等、当該業務での職務を記載する。
⑨業務概要	

配置予定技術者の業務経験②

④業務分類	※「同種業務」を記載する。
⑤業務名称	(TECRIS登録番号)
⑥発注機関名	
⑦業務期間	自 ~ 至
⑧従事役職	※主任技術者、管理技術者等、当該業務での職務を記載する。
⑨業務概要	

配置予定技術者の業務経験③

④業務分類	※「同種業務」を記載する。
⑤業務名称	(TECRIS登録番号)
⑥発注機関名	
⑦業務期間	自 ~ 至
⑧従事役職	※主任技術者、管理技術者等、当該業務での職務を記載する。
⑨業務概要	

- ① 同種業務の経験の際の従事役職は、(ア)主任技術者、管理技術者、(イ)(ア)以外の立場で経験した業務の順に選定し記載すること。
なお、同種業務の経験の記載は3件までとする。
- ② 同種業務の経験は、可能な限りTECRISに登録されている業務から選定すること。
- ③ 同種業務の経験が、TECRISに登録されている業務については、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
配置予定技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。
- ④ 同種業務の経験が、TECRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は、検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約者の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
配置予定技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。
- ⑤ 測量等業務成績評定が実施されている同種業務を経験とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。
- ⑥ 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の経験とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。
- ⑦ 転職等により、同種業務の経験として、測量等業務成績評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテの写し（契約データ、技術データ）の写しを添付すること。
- ⑧ 雇用関係を確認できる書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれか書類の写しを添付すること。
なお、業務開始時までには雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。

[〇/〇]

配置予定技術者の優秀技術者表彰の実績

(業務名：荒川ダム総管水質調査業務)

会社名：〇〇〇(株)

業 務 件 名	〇〇〇〇業務
表 彰 名 (氏名)	優秀技術者表彰 (氏名：〇〇 〇〇)
表 彰 者	〇〇建設所長
表 彰 年 月 日	平成〇年〇月〇日

- ※ 表彰状の写しを添付すること。
- ※ 記載の欄の明示は記入例である。

[〇/〇]

業務への取組姿勢

1) 業務内容の理解度、2) 実施方針の妥当性

業務への取組姿勢についてはA 4用紙で片面 2 枚までとし、配置予定技術者が記載するものとする。
※片面 3 枚以上記載した場合は、片面 2 枚目までしか評価しない。

[○/○]